



声なき声を聴く

2022年度
(令和4年度)

●●● はじめに ●●●●●

平成5年に女性課(現:男女共同参画課)がスタートした時点から設置されている相談室では、一貫して『ジェンダーの視点、生活者の視点』を持って相談にのることを念頭に置き、その業務にあたっています。

男女共同参画センターで相談業務を行うメリットとして、

- ① ひとりの女性の問題を福祉の分野を含めトータルに把握し、途切れのない対応・支援をしていける。
- ② フェミニスト・カウンセリングの知識や技術を生かした相談を行うことができる。
- ③ 男性の出入りが、市役所と比較して格段に少ないため、女性にとっては安心、安全な相談場所となっている。

等々が考えられます。

相談室開設当初は、1人の婦人相談員でスタートしましたが、業務が多忙を極めたため、平成14年度は女性相談を担当する相談員を1人増員し、平成22年度からは3人の婦人相談員、平成28年度末からは婦人相談員の定数を4人として、その業務にあたる体制となりました。

この30年間、相談室で発せられる女性たちの抱える問題は、個人の問題であると同時に、ここ四日市に生活する多くの女性たちに共通する社会の課題として受け止めてきました。四日市市として、男女共同参画社会の推進のために、これまでさまざまな取り組みを進めてきた過程で、「女性のための相談室」の認知度も徐々に高められてきたのではないかと思います。

相談者が自分の問題、課題に立ち向かう力を取り戻し(エンパワーメントする)、自分らしい生き方をするために、相談室として何ができるのか、どのような支援が必要なのかを考え実行すると同時に、行政としての課題を明らかにし、問題解決に必要な施策につなげていく取り組みも続けています。

< 目 次 >

I. 主訴別相談状況	 1～5
------------	-----------

II. 年齢別相談状況	 6～7
-------------	-----------

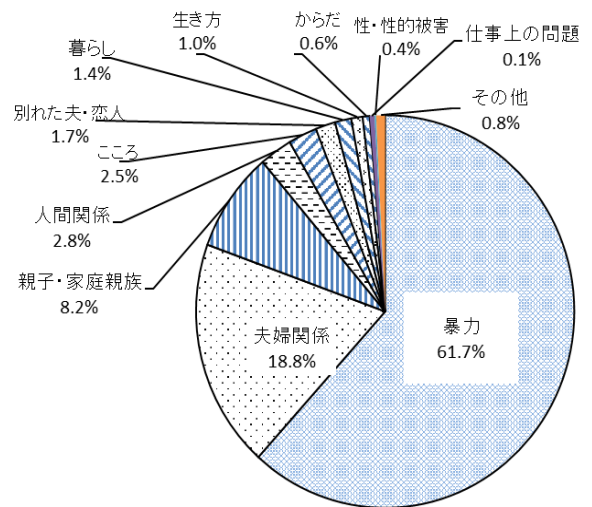
III. 女性のための相談としての取り組み	 8～13
-----------------------	------------

IV. より充実した相談をめざして	 14～15
-------------------	-------------



I. 主訴別相談状況

主訴別 (単位:件数)						
主訴	電話	来所	巡回	関係機関 連携等	合計	割合
暴力	780	192	48	438	1,458	61.7%
夫婦関係	295	132	0	18	445	18.8%
親子・家庭親族	165	20	0	10	195	8.2%
人間関係	66	0	0	0	66	2.8%
こころ	57	0	0	1	58	2.5%
別れた夫・恋人	22	2	0	16	40	1.7%
暮らし	32	0	0	1	33	1.4%
生き方	21	2	0	0	23	1.0%
からだ	14	0	0	0	14	0.6%
性・性的被害	6	1	1	2	10	0.4%
仕事上の問題	3	0	0	0	3	0.1%
その他	18	0	0	0	18	0.8%
合 計	1,479	349	49	486	2,363	100.0%



※巡回： 婦人相談員が出向き、ケース対応をすること

● 暴力の相談(相談全体の61.7%)

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)には、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、さまざまな暴力の形(精神的暴力・経済的暴力・性的暴力・社会的暴力)もあることが周知されてきたこともあり、「自分がされていることは暴力になるのだろうか」という相談が多く寄せられるようになりました。その反面、日常的な暴力により、「これくらいは暴力にはならない」「自分に原因があるから暴力を振るわれる」と思っている相談者もみられます。

内閣府が実施している「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度調査)※(1)では、女性の約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約10人に1人は何度も暴力を受けているとなっています。また、交際相手との関係では、女性の約6人に1人が被害を受けたことがあるとその実態が確認されています。

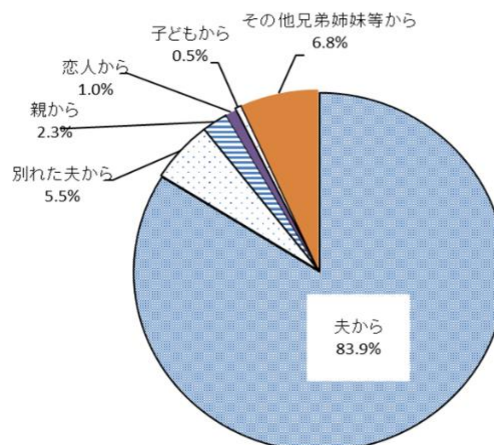
そして配偶者から被害を受けた女性の約5割、交際相手から被害を受けた女性の約7割が、「被害について相談した」と答えています。相談先(複数回答あり)は、「家族や親戚」(配偶者からの被害者の31%、交際相手からの被害者の20%)、「友人・知人」(配偶者からの被害者の29%、交際相手からの被害者の55%)が圧倒的でした。相談できる窓口について、女性全体の約8割は「知っている」でしたが、被害を受けた女性の公的な機関(警察、市役所、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等)への相談は、配偶者からの被害者で9%、交際相手からの被害者で6%と、極めて少ないのが現状です。

当センターで受ける相談の6割強は「暴力」に関する相談ですが、調査結果から考えると、相談数は被害全体の氷山の一角と言え、相談に至らない被害が多くあるのではないかと思います。

暴力の内訳

(単位:件数)

主訴	電話	来所	巡回	関係機関 連携等	合計	割合
夫から	654	155	40	374	1,223	83.9%
別れた夫から	43	15	0	23	81	5.5%
親から	21	6	0	6	33	2.3%
恋人から	6	2	0	6	14	1.0%
子どもから	6	2	0	0	8	0.5%
その他兄弟姉妹等から	50	12	8	29	99	6.8%
合 計	780	192	48	438	1,458	100.0%



令和4年度も当センターへの暴力の相談は、夫(内縁関係も含む)や別れた夫、恋人からの暴力すなわちDVの相談が9割を超えており、DVの相談件数は1,318件となりました。そのDV相談の実人数では182人となり、過去10年間では2番目に多い人数となっています。

長引く新型コロナウイルス禍での生活不安やストレス、在宅時間の増加などにより、DVの相談者は多くなっていることがうかがわれます。

相談室としては、相談者に暴力について正しい理解をしていただきながら、関係機関(警察、女性相談所、こども家庭課・保護課等の社会福祉事務所、児童相談所、保健所など)と連携し、安全の確保や継続した精神的支援とともに、具体的な生活支援も行っています。(令和4年度、女性相談所への一時保護は2件)

暴力(DV)が原因で別居や離婚を進めている、あるいは進めている中での親権や養育費、財産分与の相談は、主訴により暴力の相談件数に入っていない場合もあり、実際に暴力を受けている相談者の数はもっと多くなっていると考えられます。

子どもの時に受けた暴力、親のDVを見て育ったことが、現在の暴力に苦しむ根底に潜んでいることがあります。被害者への支援は、暴力の連鎖を断ち切り、次の世代の暴力を生まないためにも重要です。なお、「児童虐待の防止等に関する法律」では、配偶者に対する暴力の場に子どもが居合わせることも、子どもへの虐待であると定義されています。※(2)

※(1) 「男女間における暴力に関する調査(令和2年度調査)」・・・令和2年11月から12月にかけて、全国の20歳以上の男女5,000人を対象にアンケート調査を実施。3,438人(女性1,803人 男性1,635人)から回答

※(2) 「児童虐待の防止等に関する法律」第2条に規定

● 夫婦関係の相談(相談全体の18.8%)

夫婦関係の相談は、約6割が「離婚・別居」で、他に「性格、生活上の不和・不満」「夫の賭け事、怠惰、借金や浮気」などがありました。

相談者の辛い思いを受け止めるだけでなく、相談者の生活を支援していくため、関係機関と連携し、さまざまなサポートをしています。また、相談者が主体的に離婚を含む婚姻関係を考えるため、必要に応じて法律相談につなげています。

夫婦関係の悩みの背景には、「結婚生活に対する男女の期待の格差」「女性の経済的自立の問題(性別による賃金格差、M字カーブ※(1))」、また根強く残る「固定的性別役割分担意識※(2)」や、「安易な人間関係(ネットによる出会い、予期せぬ妊娠)による結婚」など、さまざまな要因があるのではないかと思います。

※(1) M字カーブ・・・日本人女性の年齢階級別の労働力率(15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合)をグラフで表した場合の曲線の形がM字になることから付けられた。女性が働き続けるための条件が整っていないため、結婚・出産等で仕事を辞め家事育児に専念し、育児が終了した後に再度就労する働き方を表す。再就職の雇用形態は非正規が多く、労働条件が悪くなる(社会保障がない、低賃金、不安定な雇用等)ことが多い

※(2) 固定的性別役割分担意識・・・性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主要な業務、女は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることを言う

● 親子・家庭親族の相談(相談全体の8.2%)

親子・家庭親族についての相談は、「親」「子」「義理の親・子」「兄弟姉妹」「親族」と相談の対象はさまざまです。また、親族間の「相続・遺言・財産問題」など多岐にわたります。

相談の約7割を占める「親」や「子」との関係では、相談者が親とどのような関係の中で育ってきたのかという生育歴や、子と親との依存関係も背景にあります。また、家制度のしがらみによる役割の押しつけからの辛さも見られます。継続的に話を聴き、問題を整理していくことが必要となります。

また、相続など財産にかかわる問題や介護、生活困窮など生活環境にかかわる問題等は、法律相談や専門的な機関につながるよう適切な情報の提供を行っています。

● 人間関係の相談(相談全体の2.8%)

人間関係では、職場での同僚や上司との関係や近隣などの地域社会での関係による相談が多く寄せられています。人間関係のストレスや地域社会での生きにくさから、からだやこころの問題につながる場合もあります。

● こころの相談(相談全体の2.5%)

新型コロナウイルス禍での自粛生活が続く中で、精神的に不安定な人や精神疾患を患っている人からの相談が増えています。精神疾患によりさまざまな困難を抱える女性からの相談では、医療機関での診断や治療方針をふまえて相談にあたっています。

また、DVや虐待の被害による精神的影響として心的外傷後ストレス障害(PTSD)を示す場合もあり、関係機関(精神科医への受診や治療、臨床心理士によるカウンセリング)につなげ、相談者の心身の安定が図れるような支援が必要と考えています。

● 別れた夫・恋人の相談(相談全体の1.7%)

別れた夫についての相談は、面会交流関係が多く、他に養育費や慰謝料、本人への嫌がらせなどの問題もあります。夫婦関係の相談でも述べましたが、関係機関と連携して、相談者を支援していくためのさまざまなサポートを行っています。

● 暮らしの相談(相談全体の1.4%)

生活困窮や生活費のやりくり、生活環境の相談などが寄せられています。概してひとり親(シングルマザー)家庭がもつ問題が根底にあるのではないかと考えられます。就労や離婚をめぐる支援、併せてひとり親であることからくる悩み等の心理面での支援もしながら、具体的な暮らしの見通しを立てていく相談が必要と考えます。

また、女性が住居を確保するのが難しいことからの相談も増えています。女性の経済的自立ができていないことも要因の一つだと考えます。

● 生き方の相談(相談全体の1.0%)

相談者が自分らしく生きていくために大切な相談です。「夫に食べさせてもらっている」「病気のときでも、主婦の自分が家事を全てしなくてはいけない」「当たり前のこと(周囲の人に言われ本人自身も思っていること、例として、部屋を片付ける、料理を作る等)ができない自分が悪い」と、相談者がジェンダー※(1)に縛られ、自分自身を生きにくくしているという場合もあります。また、生きにくさから、からだの問題につながる場合もあります。

フェミニスト・カウンセリング※(2)の知識や技術を生かした相談をしながら、具体的な生活の支援から精神的な支援、医療関係等の専門機関へのつなぎなど、相談内容に応じた適切な情報の提供とともに、関係機関と連携していくことになります。

※(1) ジェンダー…女性・男性に関する性の区別の中で、「女らしさ、男らしさ」といった、社会的・文化的に決められてきた区別のこと

※(2) フェミニスト・カウンセリング…「女性の生き難さは個人の問題ではなく、社会の問題である」という視点を持った女性のためのカウンセリング

● からだの相談(相談全体の0.6%)

女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患などがあることから、女性の生涯を通じた健康を支援するために必要な相談です。今年度は医療費の支払いが困難で、医療機関で治療を受けることができない悩みなど、生活困窮に結びついた相談も受けています。

● 性・性的被害の相談(相談全体の0.4%)

近年、若年層を対象とした性的な暴力として、AV(アダルトビデオ)出演被害、JK(女子高生)ビジネス※(1)、SNSを利用した性被害なども社会問題になっています。

レイプや痴漢も含め、性犯罪・性暴力被害者専用相談として、警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(三重県は、みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」)※(2)が窓口として関わるが多くなっていますが、被害者が声に出して被害を届けられるよう、当センターが当事者の相談できる場として利用されることも必要です。

なお、本人がDVを訴える場合、夫から子どもへの性的虐待もみられることがあります。性的虐待を受けている子どもには、専門的支援が必要となるため、即時、こども家庭課や児童相談所との連携が必須となります。また、相談者は現在の状況を主訴にしますが、生育途中で受けた性的被害に起因している場合もあり、大人になってからも対応できる機関が必要と考えます。

※(1) AV(アダルトビデオ)出演被害、JK(女子高生)ビジネス・・・モデルやアイドルのスカウト、高収入アルバイトの応募をきっかけに、AVへの出演を強要したり、女子高生にマッサージ、デート等の男性向けのサービスを行わせたりする営業形態

※(2) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター・・・性犯罪・性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援(産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等)を可能な限り一カ所で行う機関

● 仕事上の問題の相談(相談全体の0.1%)

本人の仕事上の問題として、パワーハラスメント※(1)については、相談内容によって三重労働局等の関係機関を紹介しています。

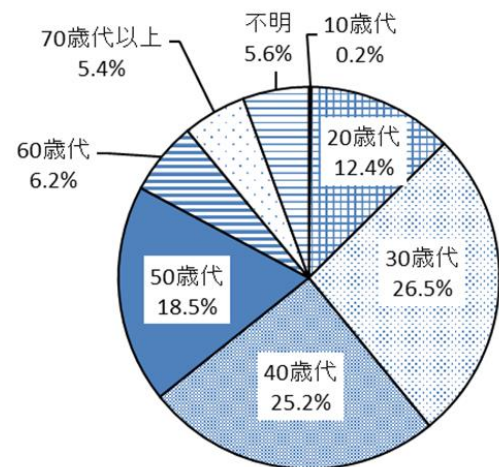
相談者の主訴によって、職場での人間関係に入れているケースも多くあります。

※(1) パワーハラスメント・・・同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為

Ⅱ．年齢別相談状況

(単位:件数)

年齢	電話	来所	巡回	関係機関 連携等	合計	割合
10歳代	5	0	0	0	5	0.2%
20歳代	183	39	11	60	293	12.4%
30歳代	334	72	7	213	626	26.5%
40歳代	323	125	13	135	596	25.2%
50歳代	296	69	12	60	437	18.5%
60歳代	120	20	0	7	147	6.2%
70歳代以上	87	24	6	10	127	5.4%
不明	131	0	0	1	132	5.6%
合 計	1,479	349	49	486	2,363	100.0%



10歳代では相談件数は非常に少ないですが、こころの悩み、性行為などの相談がありました。この年代は親の生活に左右されやすいので、関係機関との連携が必要です。

20歳代では夫や恋人からの暴力の相談が多くを占めています。次いで離婚・別居、親や兄弟からの暴力の相談などとなっています。

子どもが幼少なうえ、本人の社会経験が少ないことや親との関係も大きく影響することから、問題を解決するには、多くの機関との連携が必要となります。また、この年代の相談の背景には、いじめられた経験や親をはじめとする大人との関係など、生育歴が大きく影響していることが多いように思われます。

30歳代は相談件数は最も多く、全体の3割弱を占めています。相談内容は夫や別れた夫からの暴力、夫婦関係(夫の問題、性格、生活上の不和・不満)、離婚・別居、子どもとの関係が多くなっています。

また、この年代は全年代を通して夫からの暴力の相談が極めて多いのが特徴です。

40歳代も30歳代に次いで相談件数が多く、特に来所による相談が最も多くなっています。相談内容は、夫や別れた夫からの暴力、離婚・別居、夫婦関係(夫の問題、性格、生活上の不和・不満)などです。

この年代では、夫や親、子どもとの関係性も含め、自身の生活の見直しから相談につながるのではないかと思います。

50歳代では夫や別れた夫からの暴力の相談の割合が高く、次いで親族(兄弟)からの暴力、離婚・別居、子どもや親との関係の相談が多くありました。

また、自分自身のからだの変化からくる不安な思いを背景とした、こころの相談もみられました。

60歳代では相談件数は少ないですが、親族との関係、地域・親子・親戚・職場などの様々な人間関係、病気・こころの悩み、夫や別れた夫からの暴力、離婚問題など幅広く相談がありました。

70歳代以上は相談件数は少ないですが近年は増加傾向にあり、令和4年度は前年度の1.6倍の相談件数となっています。

夫からの暴力、夫婦関係(夫の問題、性格、生活上の不和・不満)、子どもとの関係(子どもからの暴力含む)、こころの悩みなどの相談がありました。特に夫からの暴力の相談では、高齢の夫の認知機能の低下に起因した妻への暴言・暴力が背景となっているものが多くみられました。

老後の人生を方向転換させていくことの不安(経済的、孤独感等)は大きく、支援にはきめ細かな配慮が必要になります。

Ⅲ. 女性のための相談としての取り組み

相談室では、女性たちが自立し生き生きと社会参画していけるよう、さまざまな取り組みをしています。また、女性が「自分らしく生きる」上で必要な情報を提供したり、抱えている問題を解決するために一緒に考えたり、それに伴う具体的な支援を関係機関と連携しながら進めています。

● DV防止への取り組み

(1) DV防止啓発講演会の開催

内閣府においては、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、期間中には、女性に対する暴力根絶のための活動を全国各地で実施しています。

本市においては毎年、DV防止のための啓発やDV被害者の自立支援に向けて、DVに対する正しい理解をしていただくため講演会を開催しています。

令和4年度は11月17日（木）に、ルポライターの杉山春さんを講師に招き、「児童虐待とDV～取材を通して見えてきたもの～」をテーマとして開催し、70人の方に参加いただきました。内容は次のとおりでした。

2000年に起きた愛知県武豊町の3歳児餓死事件をはじめ、2018年の東京都目黒区の5歳女児虐待死事件、2019年の千葉県野田市の10歳女児虐待死事件などには共通点があるとして、親の不遇な生育歴やダメな自分をさらけ出して社会とつながれないこと、経済的問題を抱えていたことなどを説明されました。



そして、目黒区と野田市の事件においては、どちらも児童相談所など公的機関の関与が始まると遠方に引越し、母子が孤立し密室化となったこと、父親と母親の間にDVがあり母親が虐待を受けとめることができなかったこと、さらに加害者の父親が社会からこぼれ落ちて、家族の中にしか自分のアイデンティティを見出すことができず、「家族はこうあるべきだ」といった強い正義感から激しく暴力を振るったことなどが、痛ましい結果を招いたと考察されました。

DVは、加害者が被害者を一方的に「支配しコントロールする」ことで、被害者の主体が奪われ、声をあげられなくなるということ。「嫌だ」という感情すら自分で認識できなくなり、周囲に助けを求められなくなる。感情を言語化して他者に伝えるということは、人権の尊重にもつながる」と話されました。

最後に、DVや児童虐待について知識を身につけ、日ごろから悩みを相談できる環境をつくっておくことが重要だと呼びかけられました。

参加者のアンケートからは講演の満足度が100%という方が最も多く、大変評価の高い講演会でした。

(2)デートDV予防教育／男女平等教育出前講座(研修)の開催

若い人たちがDVの被害者や加害者にならないよう、お互いの気持ちを尊重し合えるような対等な関係を築くことの大切さを理解すること、また、ジェンダーの視点を学び、子どもたちに「ありのままの自分」「ありのままの他者」を受容・表現し、多様な生き方を尊重できる力を育むことを目的として、平成23年度から、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等の園児、生徒、保護者、職員を対象に、デートDV予防教育／男女平等教育出前講座を開催しています。

令和4年度は市内の保育園・幼稚園・こども園20園、小学校10校、中学校1校、教職員等3か所、計34カ所で1,679人に受講していただきました。

講師は四日市人権擁護委員協議会(会長:上野尚子さん)の皆さん、はもりあ四日市登録団体“はあぐ”(はもりあ四日市主催の男女平等教育指導者養成講座修了生によるグループ)の皆さんなどにお世話になりました。

(3)パープルリボン運動の実施

内閣府は「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんだ啓発「パープルリボンプロジェクト」を行っており、これに呼応して、「はもりあ四日市」でも平成26年度からパープルリボンを使った展示を行っています。

「はもりあ四日市」のミーティングフロアで、パープルリボン運動を紹介したパネルやパープルツリー等を掲示するとともに、関連する書籍の紹介・貸出しなど行いました。



(4)情報誌による啓発の実施

「女性に対する暴力をなくす運動」期間内の啓発事業として、DV防止の啓発特集号の「はもりあだより」を作成しました。令和4年度は、「DVと児童虐待、DVによる心身への影響」を特集として取り上げ、市内全域に組回覧して啓発を図りました。

(5)街頭啓発

DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会の構築を目指す事業の一環として、毎年「女性に対する暴力をなくす運動」期間内に、街頭啓発を実施しています。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため街頭での一斉啓発は実施できませんでしたが、DV防止啓発物品を市公共施設30施設の窓口、カウンター等で配布して啓発活動を実施しました。

● DV被害者への支援

警察をはじめ他の相談機関等との連携をとりながら相談者の支援にあたるため、多くの機関が関わるケース検討会議への出席や面接相談を通してコーディネーターの役割を果たしました。

(1)住民基本台帳事務における支援措置について

DVなどの加害者が被害者の所在を追求する可能性がある場合、本市においては平成21年度から、当センターが交付する意見書で住民基本台帳事務における支援措置※(1)の手続きをすることができるようになりました。また、必要に応じて、手続きの同行支援も行っています。令和4年度に行った支援は36件です。

なお、支援措置は、1年毎に更新の手続きが必要となります。

※(1)DV等被害者を保護するため、被害者の申出により、住民票の閲覧や住民票等の交付を制限する措置

(2)相談証明書の交付について

相談室で相談を受けている女性たちの自立支援の一環として、必要に応じて給付金、保育園入園、市・県営住宅の入居等の手続きのために、当センターに相談があったことの証明書を交付しています。令和4年度は13件の支援を行いました。うち4件は子育て世帯生活支援特別給付金申請のため交付しました。

(3)四日市市緊急避難支援事業について

配偶者等身近な男性から身体的、精神的な暴力等による被害、またはストーカー行為等を受け、これが繰り返されるおそれのある女性等の福祉の向上と自立支援を図ることを目的に、避難に要する費用及び自立に向けての活動に要する費用を支給しています。

近親者等から金銭等の援助を受けることができず、現に経済的に困窮していて、避難のための緊急な支援が必要な人が利用できるようになっています。令和4年度は緊急避難支援事業を必要とする相談はありませんでした。

(4)関係機関に円滑につなげる支援について

相談者が、庁内の各課で何度も同じ相談をしなくてもすむように、また相談者の心理的負担の軽減を図るためにも、婦人相談員が、庁内、庁外に限らず同行支援及び事前連絡をして、手続きがスムーズに進むように努めています。

● 家族の絆を紡ぐ女性のためのカウンセリング講座(Zoomによるオンライン)の開催

長期に及ぶコロナ禍にあつて、夫婦関係、家族関係などで悩み、生きづらさを抱えている人などを対象として、自分を大切にするためによりよく親しい人とつながり関わるためのカウンセリング技法を学ぶ、「家族の絆を紡ぐ女性のためのカウンセリング講座」を開催しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、オンラインで実施しました。公認心理師・臨床心理士の石田ユミさんを講師として、9月3日(土)、9月10日(土)の2日間に全4回の講座を開催し、9人の方が受講されました。

講師の受講者を惹きつける巧みな熱意あふれる講座運びと受講者の前向きな姿勢により、オンラインでありながら受講者間で一体感を感じることができ、満足度が高い講座となりました。

● 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催

児童福祉法とDV防止法に基づき、要保護児童や配偶者からの暴力を受けた者及びその養育する子の早期発見、適切な保護、支援等を図ることを目的としてネットワーク会議を開催しています。

この会議は、関係機関等から推薦を受けた委員及び推進委員をもって構成し、要保護児童等の情報交換や要保護児童等に対する支援、子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止を推進するための啓発活動に関する事項等を協議しています。

このネットワーク会議での各関係機関による報告からも、子どもへの虐待とDVは、密接な関係にあると認識されています。

● 女性のための臨床心理士相談

相談室に訪れる女性たちの多くが、心に大きな傷を負っています。その原因としては配偶者や親等からの暴力、兄弟姉妹、子どもとのあつれきなどがあります。そしてそのような環境の中で自己を見失い、心の整理ができていないことがほとんどです。

婦人相談員が面接し、心理相談の必要性を認めたケースを、毎月1回実施される臨床心理士相談につなげています。令和4年度は臨床心理士の都合により10月まで臨床心理士相談を行い、11月からは公認心理師であるチーフ婦人相談員が引き継いで心理相談を実施しました。7人の相談者が延べ36回のカウンセリングを受けました。

相談者の自立支援のため、今後も継続して実施することが必要と考えています。

● 臨床心理士とのアドバイザー契約

臨床心理士とアドバイザー契約を結び、婦人相談員が相談者一人一人の支援について専門的な助言や指導を受けました。

長年に及ぶDV環境の中での生活を通し「自分の気持ち」が分からなくなっている相談者、自分の今の生きづらさがどこからきているのかを悩む相談者、母娘の鎖から解放されずに悩む相談者等の相談を受ける婦人相談員が、臨床心理士から専門的な助言や指導を受けることで、相談者に寄り添い、問題解決につなげることができました。

● 女性のための法律相談

「女性の弁護士による法律相談」を毎月1回実施しており、女性が抱えるさまざまな問題に、女性の弁護士から法律的なアドバイスを受けています。令和4年度は27件の相談を受けました。離婚調停、養育費、慰謝料、財産分与、親権、子どもとの面会交流の条件など、離婚における取り決めの相談が多くありました。

相談者の自立支援のため、今後も継続して実施することが必要と考えています。

● 弁護士とのアドバイザー契約

弁護士とアドバイザー契約を結び、離婚やDV、外国人の在留資格等で悩む女性たちの相談に、婦人相談員が弁護士から法的な助言を得ながら対応することができました。

● 男性のための電話相談

職場や地域社会での人間関係、生き方、男性のDV被害を含む夫婦や恋人との関係、子育てや家族関係などで悩んでいる男性のために、一般の行政相談では対応が困難な、その人の生き方に関わる相談に応じ、ジェンダーの視点についても示唆しながら、男性の臨床心理士による男性のための相談を実施しました。

令和4年度は毎月第4土曜日(1月は中止)に、13時から16時まで1時間相談時間を延長して実施しました。相談件数は32件で、精神的悩み、生き方、夫婦・家族関係、妻からのDV等の相談を受けました。

● 女性のための夜間電話相談

毎週水曜日の18時30分から20時30分まで、夜間の電話相談を行いました。

相談件数は32件でした。「夜間だから、相談することができた」という声もあり、働いている方など日中では時間が取れない方から相談を受ける機会を設けることができました。

● 婦人相談員の資質向上について

複雑・多様化する女性相談に対応するには婦人相談員の力量が重要になるため、資質向上の研修にも取り組んでいます。

(1)スーパービジョン

婦人相談員が必要な知識を学び実務で活用できるように、また個別の事案に対して助言・指導を受けるために、笹原艶子さん(かけこみ女性センターあいち代表)、杉戸ひろ子さん(移民女性自立の会(SEWMI)主宰)を講師として、婦人相談員等特別研修を実施しました。

また、個々のケースに即してその理解とよりよい対応のために、アドバイザーの臨床心理士によるスーパービジョンを適時実施しました。さらに、日々の相談において適切な対応がとれるよう、精神的にサポートされるよう、チーフ婦人相談員によるスーパービジョンを随時実施しました。相談員が一人で抱え込むことなく、相談者に寄り添った相談の展開ができるようにしています。

(2) ケース検討会

相談者への支援については、担当した婦人相談員個々の対応ではなく、相談室全体で共通認識を持てるように、随時、ケース検討会を行っています。対応困難なケースについては、アドバイザーの臨床心理士の指導も受け、課題や方向性を見直しながら、相談室全体の資質向上にもつなげています。

(3) 外部研修への参加

婦人相談員は、各種の外部研修に積極的に参加しており、全国婦人相談員・心理判定員研究協議会、全国婦人保護事業担当者会議、女性関連施設相談員・相談事業担当者研修、性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修、新任相談員及び新任担当職員等研修会、婦人(女性)相談員研修会、婦人(女性)保護主管係長会議、三重県婦人相談員連絡協議会研修会、東海ブロック婦人相談員連絡協議会研修会、四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議研修会・行政機関情報交換会、自殺未遂者支援研修会、配偶者からの暴力防止等連絡会議(県 DV 防止会議)等で、情報交換や知識・技能を取得し、感性を磨いてスキルアップに努めています。

IV. より充実した相談をめざして

● 相談事業の充実

相談者がいつでも相談できる環境を整えるため、9時から16時までの途切れのない電話相談と、毎週水曜日に夜間電話相談(18時30分から20時30分)を行いました。より多くの女性たちの相談の場にするため、相談窓口案内カードを各所に配置して周知を図ってきました。

平成25年度から継続的に実施している「男性のための電話相談」では、令和4年度から相談時間を13時から16時までとし、1時間拡充しました。世代を問わず多様な相談があり、「男だから」とジェンダーに縛られて、誰にも相談できないまま苦しんでいる男性に、男女共同参画の視点を持った対応で、自分の気持ちを声に出す場を提供することも、男女共同参画施策において重要なことだと考えています。

平成26年度より、弁護士及び臨床心理士とのアドバイザー契約を結び、婦人相談員がいつでも相談できる体制を整備してきました。その結果、相談者一人一人の支援について、随時アドバイスを受けることができています。

● 性の多様性と人権の尊重

多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生きられることが重要であり、性の多様なあり方についても同様であると考えます。

性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の人たちが安心して生活し活躍できる社会を実現し、誰もが互いの多様性を認め合いそれぞれの人権を尊重し合える社会を目指すことが大切であり、相談者のさまざまな性のあり方を尊重しながら相談に対応していきます。

● 外国人相談者の対応

四日市市には多くの外国人が生活をしています。夫等からの暴力を受けている人のうち、相談室にたどり着く人は年々増えているように思われますが、「言葉」の問題があります。婦人相談員との日常会話すらできない人、日常会話はできても、DV防止法や支援に関わる制度的な会話は成り立たない人も多くみられます。その結果、問題解決に莫大な時間と労力を要するだけでなく、誤解が生じたりすることもあります。

現在、四日市市で相談を受ける場合、ポルトガル語・スペイン語については、多文化共生推進室に通訳派遣を依頼したり、タブレット端末を使ったテレビ電話の通訳サービス(13言語(ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語、英語、中国語、韓国語、タイ語、フランス語、ロシア語、インドネシア語、タガログ語、ヒンディー語))を利用しています。

なお、在留資格やビザの更新などは、専門的な知識と、入国管理局や領事館などの対応が必要になりますので、状況に応じて四日市国際交流センターでの「外国人のための無料相談」へつなげています。

今後も、四日市市に生活をしている外国人相談者が、あらゆる場面で安心して相談できる体制づくりを進めていく必要があります。

● 多様な連携

相談者の気持ちに添って話を聴き、支援をしていくためには、関係機関との多様な連携が必要になります。相談者の意思を尊重しながら、いかに連携をスムーズにしていくかが、相談室の大きな課題と言えます。今後も、必要に応じ関係機関とのケース検討会などを設け、相談者の支援にあたっていきます。

<連携機関>

- 庁内 こども未来部:こども家庭課、こども保健福祉課、保育幼稚園課
健康福祉部 :保護課、障害福祉課、高齢福祉課、保険年金課、保健予防課
市民生活部 :市民課、多文化共生推進室
都市整備部 :市営住宅課
財政経営部 :市民税課、資産税課、管財課
総務部 :人権センター
教育委員会 :指導課、学校教育課
- 庁外 市の関係機関:公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 四日市国際交流センター、四日市市社会福祉協議会、四日市市地域包括支援センター、保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、子育て支援センター
県の関係機関:三重県女性相談所、三重県警察本部、四日市北警察署、四日市南警察署、四日市西警察署、みえ性暴力被害者支援センター、三重県北勢福祉事務所、三重県北勢児童相談所、公益財団法人三重県国際交流財団、三重県男女共同参画センター
国の関係機関:津地方裁判所四日市支部、津家庭裁判所四日市支部、四日市年金事務所、独立行政法人日本司法支援センター(法テラス)三重地方事務所
民間 :母子生活支援施設、婦人保護施設、障がい者支援センター、児童養護施設、NPO法人四日市男女共同参画研究所、NPO法人女性と子どものヘルプライン・MIE、弁護士、行政書士、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、引越し業者、医療機関
その他 :他市町行政職員



○お問い合わせ

発行 2023. 6. 1 四日市市男女共同参画センター 三重県四日市市本町9-8 本町プラザ3階
TEL:059(354)8331 FAX:059(354)8339 Email:kyoudousankaku@city.yokkaichi.mie.jp